

出張買取フランチャイズ加盟契約書

株式会社LINKBANK（以下「甲」という。）と

〔
〕（以下「乙」という。）とは、甲が運営するリサイクルショップ「エコスマイリー」の出張買取フランチャイズ（以下「本FC」という。）への乙の加盟に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

- 1 本契約は、甲が集客した出張買取を希望する顧客との商談機会に関する情報（以下「アポイント情報」という。）を甲が乙に提供し、乙が自らの事業として当該顧客に対し出張買取を行うことに関する、甲乙間の権利義務を定めることを目的とする。
- 2 乙は、甲から独立した事業者として、自己の名義、計算及び責任において出張買取を行う。

第2条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （一） 「出張買取」とは、顧客の住居その他顧客が指定する場所を訪問し、家具、家電、ブランド品その他の物品を査定の上、乙が顧客から買い受ける取引をいう。
- （二） 「対象サービス」とは、出張買取をいう。
- （三） 「対象地区」とは、別紙2に記載する市区町村その他の地域区分をいう。
- （四） 「アポイント情報」とは、甲が受け付けた出張買取に関する問い合わせのうち、甲が乙に提供する顧客の連絡先、訪問希望日時、対象物品の概要その他の情報をいう。
- （五） 「加盟料金」とは、第6条に定める対価をいう。
- （六） 「本商標等」とは、「エコスマイリー」の名称及び甲が指定する商標、ロゴその他の表示をいう。

第3条（対象サービスの範囲）

- 1 本契約に基づき甲が乙にアポイント情報を提供する対象サービスは、出張買取のみとする。
- 2 次の各号に掲げる役務は、対象サービスに含まれない。

- (一) 片付け
- (二) 家財整理
- (三) 遺品整理
- (四) 生前整理
- (五) 不用品の回収、運搬、処分その他の不用品に関する作業
- (六) 前各号に掲げるもののほか、出張買取以外の一切の役務

3 乙が前項各号の役務に関する案件又はアポイント情報の提供を甲から受けることを希望する場合は、当該役務ごとに、甲乙間で別途契約を締結するものとする。本契約の締結により、乙が前項各号の役務に係る案件の提供を受ける権利を当然に取得するものではない。

4 乙が自らの判断と責任において第2項各号の役務を第三者から受注することは、本契約により妨げられない。ただし、この場合において、甲は当該役務について何らの責任も負わない。

第4条（甲の業務）

1 甲は、本契約の期間中、次の各号に掲げる業務を行う。

- (一) ウェブサイトの運営その他のウェブ集客
- (二) 広告の出稿及び運用
- (三) 出張買取を希望する顧客の集客
- (四) 顧客からの問い合わせの受付
- (五) 案件情報の整理
- (六) 対象地区に係るアポイント情報の乙への提供
- (七) 「エコスマイリー」ブランドの運営

2 甲の中心的な役割は、出張買取を希望する顧客との商談機会を乙に提供することにある。甲は、乙と顧客との間の売買契約の当事者とならず、査定、買取価格の決定、買取、搬出その他の実務を行わない。

第5条（乙の業務）

1 乙は、甲からアポイント情報の提供を受けた後、自らの事業として次の各号に掲げる業務を行う。

- (一) 顧客への連絡
- (二) 顧客宅その他顧客が指定する場所への訪問
- (三) 物品の確認
- (四) 査定
- (五) 買取価格の提示
- (六) 顧客との契約の締結
- (七) 顧客の本人確認
- (八) 買取代金の支払
- (九) 物品の搬出
- (十) 物品の運搬
- (十一) 物品の管理
- (十二) 物品の再販売
- (十三) 顧客対応
- (十四) 苦情への対応
- (十五) 古物営業法その他の関係法令に基づき必要となる帳簿等の作成及び保存
- (十六) 前各号に付随する一切の業務

2 乙が顧客から買い受けた物品の所有権は乙に帰属し、その販売先及び販売方法は乙が自由に決定することができる。

3 乙は、提供を受けたアポイント情報について、速やかに顧客へ連絡し、誠実に対応しなければならない。

第6条（加盟料金）

1 乙は、甲に対し、対象地区1地区につき、加盟料金として月額金55,000円（消費税込み）を支払う。

2 乙が複数の地区についてアポイント情報の提供を受けることを希望する場合は、当該地区ごとに本契約と同内容の加盟契約を締結するものとし、加盟料金は契約した地区の数に応じて発生する。

- 3 乙は、毎月末日までに、翌月分の加盟料金を、甲が指定する銀行口座へ振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。
- 4 契約期間の初日又は末日が月の途中である場合の当該月の加盟料金は、日割計算による。
- 5 甲が受領した加盟料金は、本契約に別段の定めがある場合を除き、返還しない。
- 6 加盟料金は、経済情勢の変動、消費税率の改定その他の事情により、甲乙協議のうえ改定することができる。
- 7 加盟金及び保証金の有無並びにその金額は、別紙3に定めるところによる。
- 8 第3項にかかわらず、加盟料金の支払方法は、甲が提供する本システム（第26条に定める本システムをいう。）に登録した決済手段による自動決済とすることができる。この場合において、乙は、有効な決済手段を登録し、これを維持するものとし、当該決済が完了しないときは、甲が別途指定する方法により速やかに支払う。支払方法は、別紙3に定めるところによる。
- 9 乙は、加盟料金に含まれるアポイント情報の提供とは別に、甲に対し、アポイント情報の追加提供を申し込むことができる。追加提供の申込みは乙の任意であり、乙の申込みがない限り、乙は加盟料金以外の対価を負担しない。
- 10 前項の追加提供の対価は、提供したアポイント情報1件あたりの単価に件数を乗じて算定する。当該単価、提供の上限件数及び期間は、申込みの都度、甲が乙に提示し、乙が承諾した内容による。
- 11 甲は、前二項の追加提供について、提供する件数を保証しない。提供できる件数は、顧客からの問い合わせの状況、季節、対象地区、広告の出稿状況その他の事情により変動する。また、広告の単価の変動により、1件あたりの費用が増減することがある。

第7条（対象地区）

- 1 乙は、別紙2に記載する対象地区について、アポイント情報の提供を受ける。
- 2 対象地区における独占的地位の有無、アポイント情報の配分方法、地区の区分及び対象地区の変更については、別紙2に定めるところによる。別紙2に定めのない事項は、甲乙協議のうえ決定する。
- 3 甲は、対象地区以外の地域に係るアポイント情報を乙に提供する義務を負わない。

第8条（アポイント情報の提供）

- 1 甲が乙に提供するものは、出張買取を希望する顧客との商談機会であり、甲は、次の各号に掲げる事項を保証しない。
 - （一） 買取の成立
 - （二） 乙の売上
 - （三） 乙の利益
 - （四） 物品の価値又は買取の可否
 - （五） 一定件数のアポイント情報の提供
 - （六） 顧客が現に訪問を受け入れること
- 2 顧客の都合による訪問のキャンセル、連絡不通、他の事業者への依頼、査定後の不成立その他の事由が生じることがあり、甲は、これらについて責任を負わない。
- 3 甲は、アポイント情報の内容について、顧客の申告に基づく限度で確認するものとし、それを超える正確性を保証しない。

第9条（乙の独立性及び表明保証）

- 1 乙は、甲から独立した事業者であり、本契約のいかなる規定も、甲乙間に雇用関係、代理関係、組合関係又は共同事業関係を生じさせるものではない。
- 2 乙は、甲の名において顧客と契約を締結し、又は甲を代理して意思表示を行ってはならない。
- 3 乙は、自己の従業員等の雇用、労務管理、社会保険、租税の申告及び納付について、自らの責任と負担において行う。
- 4 乙は、本契約の締結時において、法人又は事業所を有する個人事業主であり、自らの事業として出張買取を行う意思及び能力を有することを表明し、保証する。

第10条（古物営業法の遵守）

- 1 乙は、本契約に基づく出張買取を行うにあたり、自己の名義で古物営業法に基づく古物商の許可を取得し、これを有効に維持しなければならない。

- 2 甲は、乙に対し、甲の古物商許可の名義を使用させない。乙は、甲の許可を用いて営業を行ってはならない。
- 3 乙は、本契約の締結時に、古物商許可証の写しを甲に提出する。許可の内容に変更が生じたとき、又は許可が取り消され若しくは失効したときは、直ちに甲へ通知しなければならない。
- 4 乙は、古物営業法に定める相手方の確認、帳簿等への記載及び保存、営業所への標識の掲示その他の義務を遵守する。

第 11 条（法令の遵守）

- 1 乙は、前条に定めるもののほか、特定商取引に関する法律、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報の保護に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令及び条例を遵守する。
- 2 乙は、訪問に際して有償の役務を提供する場合には、法定の書面の交付及びクーリング・オフに関する説明を適切に行わなければならない。

第 12 条（本商標等の使用）

- 1 甲は、乙に対し、本契約の期間中、対象地区における出張買取の営業に関し、本商標等を非独占的に使用することを許諾する。
- 2 乙は、本商標等を甲が別途定める基準に従って使用しなければならないが、甲の事前の書面による承諾なくこれを改変してはならない。
- 3 乙は、本商標等について、登録出願その他の権利取得行為を行ってはならない。
- 4 本契約が終了したときは、乙は、直ちに本商標等の使用を中止する。

第 13 条（顧客情報の取扱い）

- 1 乙は、アポイント情報に含まれる顧客の個人情報を、本契約に基づく出張買取の目的にのみ使用し、他の目的に使用してはならない。
- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律に従い、顧客の個人情報を適切に管理し、漏えい、滅失又は毀損の防止に必要な措置を講じる。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、顧客の個人情報を第三者へ提供してはならない。

- 4 顧客の個人情報の漏えい等が生じ、又はそのおそれが生じたときは、乙は直ちに甲へ通知し、甲乙協議のうえ必要な対応を行う。

第14条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示を受けた営業上、技術上その他の情報を秘密として保持し、第三者へ開示又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りでない。

- （一） 開示を受けた時点において既に公知であった情報
- （二） 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- （三） 開示を受けた時点で既に自己が保有していた情報
- （四） 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
- （五） 法令又は裁判所若しくは監督官庁の命令により開示を求められた情報

- 2 前項の義務は、本契約の終了後3年間存続する。

第15条（禁止行為）

乙は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- （一） 甲又は「エコスマイリー」の信用を毀損する行為
- （二） 事実に反する表示、著しく優良又は有利であると誤認させる表示その他の不当表示
- （三） 回収その他の有償の役務が必ず無料であると誤認させる表示
- （四） 根拠のない最上級表示又は買取価格に関する断定的な表示
- （四の二） 口コミ、レビュー又は評価の自作自演（乙、その役員若しくは従業員又はこれらの親族若しくは知人による投稿、対価若しくは便益の提供を伴う投稿の依頼、評価点の指定、投稿の購入その他、事実に基づかない利用体験の表示をいう。）
- （五） 顧客に対する強引な勧誘、威圧的な言動その他の不適切な営業行為
- （六） 提供を受けたアポイント情報を第三者へ譲渡し、貸与し、又は転売する行為
- （七） 本契約に基づく地位又は権利を第三者に利用させる行為
- （八） 法令又は公序良俗に反する行為

第 16 条（責任の分担及び免責）

- 1 乙が行った業務又は役務に関して生じた紛争、損害、事故、苦情その他の問題については、乙が自らの責任と負担においてこれを処理し、解決する。
- 2 前項の事由により甲が第三者から請求を受け、又は損害を被ったときは、乙は、甲に対しこれを補償する。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- 3 甲は、乙に対し、甲の故意又は過失に起因する損害についてのみ責任を負う。この場合における甲の賠償額は、当該損害が発生した月の直前 1 2 か月間に乙が甲に支払った加盟料金の総額を上限とする。
- 4 甲は、アポイント情報の提供の中断、遅延又は減少により乙に生じた逸失利益について、責任を負わない。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、自己又は自己の役員その他の経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証する。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐欺的手法、脅迫的言辞、業務妨害その他これらに類する行為を行わない。
- 3 甲又は乙が前二項に違反したときは、相手方は、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、解除をした者は、これにより相手方に生じた損害を賠償する責めを負わない。

第 18 条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、[] 年 [] 月 [] 日から 6 か月間（[] 年 [] 月 [] 日まで）とする。
- 2 期間満了の 1 か月前までに甲乙いずれからも書面による別段の申出がないときは、本契約は同一の条件でさらに 6 か月間更新されるものとし、以後も同様とする。

第 19 条（中途解約）

- 1 甲及び乙は、当初の契約期間中は、本契約を中途解約することができない。
- 2 前項の期間が経過した後は、甲及び乙は、1 か月前までに相手方に対し書面で通知することにより、当該更新期間の末日をもって本契約を解約することができる。
- 3 前二項にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ、合意により本契約を終了させることができる。
- 4 本条の規定は、第 20 条に定める解除を妨げない。

第 20 条（解除）

- 1 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - （一） 本契約の条項に違反し、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず是正しないとき
 - （二） 支払を停止し、又は破産手続開始、民事再生手続開始その他の倒産手続開始の申立てがあったとき
 - （三） 振り出し、又は引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
 - （四） 差押え、仮差押え、仮処分又は滞納処分を受けたとき
 - （五） 監督官庁から営業の許可の取消し又は営業の停止の処分を受けたとき
 - （六） 解散、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は合併の決議をしたとき
 - （七） その他甲乙間の信頼関係を著しく害する事由が生じたとき
- 2 甲は、乙が古物商の許可を有しなくなったときは、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。
- 3 本契約が解除された場合においても、既に発生した加盟料金の支払義務は消滅しない。

第 21 条（契約終了後の措置）

- 1 本契約が終了したときは、乙は、直ちに本商標等の使用を中止し、甲から交付を受けた資料、マニュアルその他の物を甲へ返還し、又は甲の指示に従い廃棄する。

- 2 乙は、本契約の終了時点において既に提供を受けているアポイント情報に係る顧客について、誠実に対応を完了させる。
- 3 乙は、本契約の終了後も、顧客の個人情報を適切に管理し、又は甲の指示に従いこれを消去する。

第 22 条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分してはならない。

第 23 条（契約の変更）

本契約及び別紙の内容の変更は、甲乙が書面により合意した場合に限り、その効力を生じる。

第 24 条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議のうえこれを解決する。

第 25 条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 26 条（本部提供システム）

- 1 甲は、乙に対し、本契約の期間中、甲が提供するシステム（出張買取に係る契約書を作成する機能その他甲が定める機能を含む。以下「本システム」という。）を、対象地区における出張買取の業務のために利用することを許諾する。
- 2 乙は、本システムを前項の目的にのみ利用するものとし、これを他の目的に利用してはならない。
- 3 乙は、本システムの利用に必要な識別符号及び暗証符号を自己の責任において管理し、第三者に共有し、貸与し、又は使用させてはならない。

- 4 乙は、本システムに入力する情報が正確であることについて責任を負う。本システムを利用して作成した書面の内容及びその交付について責任を負うのは乙とし、甲は、乙と顧客との間の取引の当事者とならない。
- 5 甲は、本システムの保守、障害その他やむを得ない事由により、本システムの全部又は一部の提供を一時的に停止することができる。この場合、甲は、あらかじめ、又は事後速やかに乙へ通知する。
- 6 本契約が終了したときは、乙の本システムを利用する権限は当然に停止する。この場合において、乙は、法令に基づき保存を要する情報を、あらかじめ自らの責任において保存する。

第 27 条（G o o g l e ビジネスプロフィール等）

- 1 対象地区に係る G o o g l e ビジネスプロフィール、エキテン、チイコミその他甲が指定するインターネット上の店舗情報又は地域情報の媒体（以下「店舗情報」という。）のうち、名称、カテゴリ、ブランドに関する表記、代表画像その他甲が指定する基本設定は、甲が行い、又は甲が管理する。
- 2 乙は、営業時間、写真の追加、投稿、対応した実績の掲載、口コミへの返信その他の日常の運用を、甲が定める基準に従って行う。
- 3 乙は、店舗情報において、事実と反する内容の掲載、自ら又は第三者に依頼して行う口コミの投稿その他の評価を不当に操作する行為を行ってはならない。
- 4 乙は、店舗情報において、回収その他の有償の役務が必ず無料であると誤認させる表示を行ってはならない。
- 5 店舗情報に関する権限の付与、変更及び停止は、甲が定める手続による。本契約が終了したときは、乙は、直ちに当該権限を甲へ返還し、又は甲の指示に従う。
- 6 甲は、乙の求めに応じ、店舗情報への登録及び掲載内容の整備について助言その他の支援を行うことがある。当該支援は甲の義務ではなく、掲載の可否、検索結果における順位、表示の態様及び掲載による集客上の効果を保証するものではない。これらは各媒体及び検索事業者が決定する事項であり、甲は何らの責任も負わない。
- 7 乙は、店舗情報の掲載にあたり、各媒体の利用規約を遵守する。

第 28 条（電磁的方法）

- 1 本契約において「書面」とあるのは、「書面または電磁的方法」と読み替えるものとし、電子メール、本システムその他の電磁的方法による通知、承諾、申出及び合意は、書面によるものと同一の効力を有する。
- 2 本契約の締結及び変更は、電磁的記録により行うことができる。この場合において、甲及び乙は、電子署名その他の本人性及び内容が改変されていないことを確認できる措置を講じる。
- 3 前二項にかかわらず、法令により書面によることが求められる事項については、当該法令の定めるところによる。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

ただし、本契約を電磁的方法により締結する場合は、本書に代えて電磁的記録を作成し、甲及び乙が第28条第2項の措置を講じたうえ、各自が当該記録を保有する。

[] 年 [] 月 [] 日

甲

住 所 埼玉県越谷市レイクタウン2-16-19

商 号 株式会社LINKBANK

代表者名 代表取締役 横山 隆一

2

住 所 []

商 号 []

代表者名 [印]

古物商許可 [公安委員会 第 号]

別紙1 対象サービスの範囲

本契約に基づき甲が乙にアポイント情報を提供する対象サービスは、次のとおりとする。

区分	内容
対象サービス（本契約に含まれる）	出張買取（顧客宅その他顧客が指定する場所を訪問し、家具、家電、ブランド品その他の物品を査定の上、乙が顧客から買い受ける取引）
対象外（本契約に含まれない）	片付け／家財整理／遺品整理／生前整理／不用品の回収、運搬、処分 その他の不用品に関する作業／その他、出張買取以外の一切の役務

対象外の役務に関する案件又はアポイント情報の提供を希望する場合は、当該役務ごとに別途契約を締結するものとする。

別紙２ 対象地区

項目	内容
対象地区	[]
地区の数	[] 地区
独占的地位の有無	[]
アポイント情報の配分方法	[]
対象地区の変更	甲乙協議のうえ、書面による合意により変更することができる。

地区の区分は、甲が定める地区設定によるものとする。

別紙 3 加盟料金及び支払方法

項目	内容
加盟料金	対象地区 1 地区につき 月額 金 5 5, 0 0 0 円（消費税込み）
複数地区の場合	地区ごとに加盟契約を締結し、加盟料金は地区の数に応じて発生する。
加盟料金の合計	対象地区 [] 地区分 [円（消費税込み）]
支払期日	毎月末日までに翌月分を支払う。
支払方法	[銀行振込 ・ 自動決済]
加盟金	[無 ・ 有（金 円）]
保証金	[無 ・ 有（金 円）]

銀行振込を選択した場合の振込先は、甲が別途書面または電磁的方法により乙へ通知する。自動決済を選択した場合、乙は、本システムに有効な決済手段を登録し、これを維持する。